

令和6年度 保育所等利用者負担金基準額表

保育認定（令和6年3月31日時点で3歳未満の児童）

階層	市民税所得割額 による区分		保育標準時間		保育短時間	
			基準額	半額	基準額	半額
1	生活保護法による 被保護世帯		0	0	0	0
2	市 民 税 世 帯 非 課 税 世 帯		0	0	0	0
3	0円以上 48,600円未満	標準	9,700	4,850	9,600	4,800
		ひとり親・障害	4,500	0	4,500	0
4	48,600円以上 97,000円未満 (77,101円未満)	標準	15,000	7,500	14,800	7,400
		多子	10,000	3,750	9,860	3,700
		ひとり親・障害	4,500	0	4,500	0
5	97,000円以上 169,000円未満		22,200	11,100	21,900	10,950
6	169,000円以上 301,000円未満		30,500	15,250	30,000	15,000
7	301,000円以上 397,000円未満		40,000	20,000	39,400	19,700
8	397,000円以上		52,000	26,000	51,200	25,600

※ 教育認定児童及び令和6年3月31日時点で3歳以上の保育認定児童については、利用者負担額は0円。

※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。ただし、年収約360万円未満相当（市民税所得割課税額が57,700円（ひとり親世帯や障害者の属する世帯については77,101円）未満）の世帯においては年齢制限を撤廃する。

※ 4階層多子欄は、保護者が監護する18歳未満の最年長の子どもから順に3人目以降の児童に適用する。